

# 幼稚園教育要領等改訂に伴う保育内容領域「言葉」に求められる 授業内容に関する一考察 — 領域「言葉」の授業内容を「表現する言葉」の視点から考える —

伊藤 智里<sup>1</sup>, 小合 幾子<sup>1</sup>, 青井 則子<sup>1</sup>, 伊達希久子<sup>1</sup>,  
森本 寛訓<sup>2</sup>, 根来 麻子<sup>1</sup>

## Consideration on Teaching Required for Childcare Content “Language” Associated with Course of study for Kindergarten — From a Viewpoint of “Words to Describe” —

Chisato ITO<sup>1</sup>, Ikuko OGO<sup>1</sup>, Noriko AOI<sup>1</sup>, Kikuko DATE<sup>1</sup>,  
Hiromichi MORIMOTO<sup>2</sup> and Asako NEGORO<sup>1</sup>

キーワード：幼稚園教育要領改訂 平成30年 領域「言葉」 領域「表現」

### 概 要

本研究は、平成29年の幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の3法令改訂に伴い、保育内容領域「言葉」の授業内容を、「表現」の音楽表現の授業内容と呼応する形で設定できる部分について検討することを目的とする。言葉は一般的に「聞く」「話す」の順序で発達していくが、領域「言葉」の授業内容を「表現する言葉」の視点から考えると、ただ聞くのではなく、子どもがより多く深く聞くことができるような遊びを子どもの環境にちりばめられる保育者の育成ができることを一つの目標として考えることができる。聞くことから話すことへ繋がり、聴くことから歌うことへと繋がるという点で、言葉と音楽表現の一般的な発達の共通項があり、この部分を授業内容に取り込むことができる。具体的に「生活の歌」は、領域「言葉」と音楽表現の橋渡しを日常的に行うことができるものの一つであると筆者は考える。

### I. 緒 言

本研究は、平成29年の幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の3法令改訂に伴い、保育内容領域「言葉」の授業内容を、「表現」の音楽表現の授業内容と呼応する形で設定できる部分について検討することを目的とする。

小学校学習指導要領（以下、学習指導要領とする）、幼稚園教育要領（以下、要領とする）、保育所保育指針（以下、指針とする）、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（以下、教育・保育要領とする）の、平成29年改訂が告示され、学習指導要領は平成30、31年を新学習指導要領への移行期間とし、要領、指針、教育・保育要領は、平成30年4月から全面施行されている。要領、指針、教育・保育要領の3法令（3法令をまとめて示す際は、以下、要領等とする）が同時改訂、施行された背景には、就学前までの時期における人格形成及び教育についての期待が見られる。幼稚

園・保育所・幼保連携型認定こども園の3施設の教育・保育方針を統一し、就学前（幼稚園、保育園、子ども園）・小学校・中学校・高校を通じて育成したい資質と能力について、明記されているのが今回改訂の要点の一つである。

また、保育士養成課程を構成する教科目の名称及び教授内容等も見直しされ、平成29（2017）年度中に関係告示・省令・通知を改正し、平成31（2019）年度より適用予定で検討が進んでいる<sup>1)</sup>。このように、現在は、教育現場においても保育士養成校においても、教育・保育の教授内容の過渡期にある。

保育教育内容の5領域は、要領等改訂により、内容が変化する。養成校のシラバス内容は、その変化を踏まえてその時代に適した変化をする。本学科で行ってきた「子どもと言葉」と「子どもと表現」「音楽」の3科目の現在までのシラバスの内容及び今後のシラバスの内容について検討し、本学のこれからの授業内容について考察することを試みる。

平成29年の要領等改訂後の領域「言葉」の研究を概観すると、藤川（2018）は、幼小連携の視点で国語科と領域「言葉」の「聞くこと」に注目し、学習指導の入門期の指導として「聞き浸る」体験の必要性を述べている<sup>2)</sup>。「聞き浸る」体験には、おとの響きやリズムを体感するために「音の遊び」があると述べており、初等教育の歌唱表現に続く、乳幼児期の音楽表現と言葉との有益な関連性を示唆してい

（平成30年10月16日）

<sup>1</sup>川崎医療福祉大学 子ども医療福祉学科

<sup>2</sup>川崎医療短期大学 医療保育科

<sup>1</sup>Department of Medical Welfare for Children, Kawasaki University of Medical Welfare

<sup>2</sup>Department of Nursing Child Care, Kawasaki College of Allied Health Professions

る。また、伊崎（2018）は、「（幼児期教育における）「見方・考え方」の獲得は、「言語力の内実と連動する」とし、領域「言葉」と領域「表現」の内容から『思考力の育成が「主体的・対話的で深い学び」を与え、「見方・考え方」を保障する』と述べている<sup>3)</sup>。

言葉の機能として、芦田（2009）は、横山（1979, 1994）の分類をもとに、「コミュニケーションの手段として」「認知の手段として」「行動をコントロールする手段として」「自己表現の手段として」「自我の形成」の5つを挙げている<sup>4)</sup>。藤川や伊崎は、領域「言葉」を言語学の視点から考察している。藤川の「聞くこと」は、芦田の示す言葉の機能では「コミュニケーションの手段」にあたる。伊崎の「思考力」は「表現」の前段階にある表現したい内容を指し、芦田の示す言葉の機能では「認知の手段」にあたる。小学校「国語科」は、表現方法の技能習得の性質が強くなり、藤川や伊崎の研究は、領域「言葉」の技能面を幼小連携に繋げる可能性についての考察であるといえる。領域とは、子どもの発達の側面を見る視点であり、子どもの活動において複合的に存在するものである。その中でも言葉は、子どもが言葉を獲得する視点から発達を捉えた領域である。言葉は人間にとって表現手段の一つである。領域「表現」が非言語的表現を司ることにに対し、領域「言葉」は言語を用いて表現することを司る領域であると言える。また領域「言葉」は、「経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う」視点を持つ領域であることが要領等に記述されているところからも、表現することの重要性が見られる。保育現場では、言葉はリズム、メロディと伴うことが多々見られる。例えば、「いないいないばあ」や擬音での表現、片付けや挨拶などを歌にするなど、言葉は音楽表現と複合することがある。上記で示した領域「言葉」の記述にあるように、幼児期における発達過程では、言葉の獲得と表現することは両輪である。言葉の研究では言葉の獲得、人間関係の視点から研究されることが多く、平成29年改訂以降は、思考力に関して注目されている様子が窺えるが、言葉で自己表現することについての研究、または養成校として自己表現出来ることを保障できる保育者を養成する視点での研究は希少である。そこで本研究では、領域「言葉」について芦田の言う「自己表現の手段」として、「表現」の観点から言葉を捉えることを試みる。

幼児教育において子どもは、環境から総合的に発達していくものである。特に乳幼児の擬音や話し方、または乳幼児への話しかけ方にはリズムがあることが多く、保育現場では、生活に必要な内容を歌にして子どもと遊びながら生活に必要な行動を行うことがある。わらべうたを取り上げてみても、以前より子どもの生活には歌が伴うものであることは明白である。音の高低やリズムからメロディにのせる言葉に、子どもの発達と興味・関心に応じた効果があると推察できる。自分の感じたことや考えた事や体験を表現するための手段としての音楽や言葉を、どの様に環境にち

りばめるかが保育者に問われる部分である。保育者を養成する養成校の科目である「言葉」の到達目標は、表現することを促す技能および、表現方法を伝えるために自分の技術や知識を向上させること、にあると言える。

要領等にあるように、言葉は全ての領域にわたるものであるが、特に「言葉」、「表現（音楽表現）」の2つの領域を検討することで、幼児の周りにある言葉に対する感覚や表現の方法について科目間連携を取ることが出来る可能性も含め、現行の教育に適応した授業内容について考察する。

## II. 研究方法

### 1. 分析対象について

分析対象は、以下の通りである。

- ①平成20年版保育所保育指針の領域「言葉」及び領域「表現」
- ②平成29年版保育所保育指針の領域「言葉」及び領域「表現」
- ③K短期大学医療保育科12期生の受講した平成28（2016）年度「子どもと言葉」「子どもと表現Ⅲ」「音楽Ⅳ」のシラバス及び授業内容メモ
- ④K大学子ども医療福祉学科1期生平成29（2018）年「子どもと言葉」「子どもと表現Ⅰ（子どもと表現Ⅲの名称変更）」のシラバス及び受容内容メモ

要領等のうち分析対象①及び②を選択した理由について以下に述べる。平成20年版の幼稚園教育要領と保育所保育指針の5領域の内容は、多少の表記の違いはあるが、内容は同様である。「言葉」、「表現」を含む5領域は、平成20年度版まで3歳以上児の内容であり、平成29年版も3歳以上児の領域に関して要領等の記述は、職名と簡単な漢字表記以外の内容は統一されている。平成29年度版で乳児保育の充実が見直しの焦点の1つとなり、指針では「乳児保育に関わるねらい及び内容」として3つの視点が設定された。育ちの連続性に重きを置くため、この3つの視点から「1歳以上3歳未満児の保育」の5領域、「3歳以上の保育」の5領域が発達の一連の流れとなるように設定されている。要領の5領域も、指針の3歳未満児からの流れの先にあると言える。また、要領、小・中学校学習指導要領の改訂のポイントとして、幼稚園・小学校・中学校・高校までの円滑な接続や教科等横断的な学習重視が重要事項として挙げられている<sup>5)</sup>。それを踏まえた要領等の内容は、子どもの発達過程により、文言を変えてあるが、育てたい資質は、年齢を通して変わらない。これらを鑑み、分析対象①と②は、要領等の中から0歳児から就学前までを対象とし文言化している保育所保育指針を選択した。

分析対象③及び④について、平成29年度からK短大医療保育科は、K大学子ども医療福祉学科に移行した。シラバスの文言は、キーワードであり、文言だけの分析では要領及び指針の内容を含めた授業内容であることがわかりにくい。そのため、実際の授業内容のメモ等も合わせて分析を行う。

2. 研究方法について

(1) 要領等の内容

まず、平成20年版指針と平成29年版指針の領域「言葉」及び「表現」の文言を比較し、改訂された部分を取り出す。次に、領域「言葉」及び「表現」の文言の共通項を検討する。さらに、平成29年版指針の「子どもに育てたい資質・能力」の部分から、それを教育する保育者に育てたい能力・資質を検討する。これらから見られた「子どもに育てたい能力・資質」から、領域「言葉」及び「表現」に共通する「保育者に育てたい能力・資質」を考察する。

(2) シラバスについて

平成28年度のシラバスは、平成20年版の要領に基づき作成している。平成29年度のシラバスは、新要領が出る前に作成しているが、中教審の発信文書等を参考に修正を加えている。言葉と音楽に関する3科目の授業内容から、自己表現の視点から子どもの言葉に関して呼応する部分を比較検討する。具体的には、要領改訂前の「子どもと言葉」、および「子どもと表現Ⅲ（音楽表現）」のシラバス及び授業内容を比較分析し、授業内容で連携できる部分があるかを考察する。

Ⅲ. 結 果

(1) 要領等の内容

分析対象①と②は、「ねらい」「内容」「内容の取り扱い」

で構成されている。そのうち「ねらい」及び「内容」の文言について、表1に領域「言葉」、表2に領域「表現」を示した。表1を見ると、平成29年版に新規に記述された文言で領域「言葉」の特徴的な記述は、「1歳以上3才未満児の保育」の「ねらい1」の「言葉遊び」「感じる」、「3歳以上児の保育」の「ねらい3」の「言葉に対する感覚を豊かにし」である。また、指針の本文「内容の取り扱い」という部分に1項目追記され、「幼児が生活の中で、言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現などに触れ、これらを使う楽しさを味わえるようにすること。その際、絵本や物語に親しんだり、言葉遊びなどをしたりすることを通して言葉が豊かになるようにすること。」と記述されている。表2で領域「表現」の特徴的な記述は、「1歳以上3才未満児の保育」の「ねらい1」の「身体の諸感覚の経験を豊かにし」と「内容6」の「自分なりに表現する」、「3歳以上児の保育」の「内容2」の「美しいもの」である。また、指針の本文「内容の取り扱い」の2つの項目の記述に「風の音や雨の音、身近にある草や花の形や色など自然の中にある音、形、色などに気付くようにすること」と「様々な素材や表現の仕方に親しんだり（後略）」が加筆されている。表1及び表2を比較し、領域「言葉」及び「表現」において平成29年版以降で共通する子どもに育てたい資質・能力として、表現を豊かにすること、イメージを豊かにすること、美しさに気付くことの3点が挙げられる。つまり、これら

表1 領域「言葉」の文言比較表

	H29版 1歳以上3歳未満児の保育	H29版 3歳以上児の保育	H20版 保育所保育指針
領域「言葉」	経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。		
ねらい	① 言葉遊びや言葉で表現する楽しさを感じる。	自分の気持ちや言葉を表現する楽しさを味わう。	自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。
	② 人の言葉や話などを聞き、自分でも思ったことを伝えようとする。	人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。	人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。
	③ 絵本や物語等に親しむとともに、言葉のやり取りを通じて身近な人と気持ちを通わせる。	日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、保育士等や友達と心を通わせる。	日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、保育士等や友達と心を通わせる。
内容	① 保育士等の応答的な関わりや話しかけにより、自ら言葉を使おうとする。	保育士等や友達の言葉や話に興味や関心を持ち、親しみをもって聞いたり、話したりする。	保育士等の応答的な関わりや話しかけにより、自ら言葉を使おうとする。
	② 生活に必要な簡単な言葉に気付き、聞き分ける。	したり、見たり、聞いたり、感じたり、考えたりなどしたことを自分なりに言葉で表現する。	保育士等と一緒にごっこ遊びなどをする中で、言葉のやり取りを楽しむ。
	③ 親しみをもって日常の挨拶に応じる。	したいこと、してほしいことを言葉で表現したり、分からないことを尋ねたりする。	保育士等や友達の言葉や話に興味や関心を持ち、親しみを持って聞いたり、話したりする。
	④ 絵本や紙芝居を楽しみ、簡単な言葉を繰り返したり、模倣をしたりして遊ぶ。	人の話を注意して聞き、相手に分かるように話す。	したこと、見たこと、聞いたこと、味わったこと、感じたこと、考えたことを自分なりに言葉で表現する。
	⑤ 保育士等とごっこ遊びをする中で、言葉のやり取りを楽しむ。	生活の中で必要な言葉が分かり、使う。	したいこと、してほしいことを言葉で表現したり、分からないことを尋ねたりする。
	⑥ 保育士等を仲立ちとして、生活や遊びの中で友達との言葉のやり取りを楽しむ。	親しみをもって日常の挨拶をする。	人の話を注意して聞き、相手に分かるように話す。
	⑦ 保育士等や友達の言葉や話に興味や関心をもって、聞いたり、話したりする。	生活の中で言葉の楽しさや美しさに気付く。	生活の中で必要な言葉が分かり、使う。
	⑧	いろいろな体験を通じてイメージや言葉を豊かにする。	親しみを持って日常のあいさつをする。
	⑨	絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう。	生活の中で言葉の楽しさや美しさに気付く。
	⑩	日常生活の中で、文字などで伝える楽しさを味わう。	いろいろな体験を通じてイメージや言葉を豊かにする。
	⑪		絵本や物語などに親しみ、興味を持って聞き、想像する楽しさを味わう。
	⑫		日常生活の中で、文字などで伝える楽しさを味わう。

表2 領域「表現」の文言比較表

	H29版 1歳以上3歳未満児の保育	H29版 3歳以上児の保育 (保育所保育指針)	H20版 保育所保育指針
領域「表現」	感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。		
ねらい	① 身体の諸感覚の経験を豊かにし、様々な感覚を味わう。	いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。	いろいろな物の美しさなどに対する豊かな感性を持つ。
	② 感じたことや考えたことなどを自分なりに表現しようとする。	感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。	感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。
	③ 生活や遊びの様々な体験を通して、イメージや感性が豊かになる。	生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。	生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。
内容	① 水、砂、土、紙、粘土など様々な素材に触れて楽しむ。	生活の中で様々な音、形、色、手触り、動きなどに気付いたり、感じたりするなどして楽しむ。	水、砂、土、紙、粘土など様々な素材に触れて楽しむ。
	② 音楽、リズムやそれに合わせた体の動きを楽しむ。	生活の中で美しいものや心を動かす出来事に触れ、イメージを豊かにする。	保育士等と一緒に歌ったり、手遊びをしたり、リズムに合わせて体を動かしたりして遊ぶ。
	③ 生活の中で様々な音、形、色、手触り、動き、味、香りなどに気付いたり、感じたりして楽しむ。	様々な出来事の中で、感動したことを伝え合う楽しさを味わう。	生活の中で様々な音、色、形、手触り、動き、味、香りなどに気付いたり、感じたりして楽しむ。
	④ 歌を歌ったり、簡単な手遊びや全身を使う遊びを楽しんだりする。	感じたこと、考えたことなどを音や動きなどで表現したり、自由にかいたり、つくったりなどする。	生活の中で様々な出来事に触れ、イメージを豊かにする。
	⑤ 保育士等からの話や、生活や遊びの中での出来事を通して、イメージを豊かにする。	いろいろな素材に親しみ、工夫して遊ぶ。	様々な出来事の中で、感動したことを伝え合う楽しさを味わう。
	⑥ 生活や遊びの中で、興味のあることや経験したことなどを自分なりに表現する。	音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりなどする楽しさを味わう。	感じたこと、考えたことなどを音や動きなどで表現したり、自由にかいたり、つくったりする。
	⑦	かいたり、つくったりすることを楽しみ、遊びに使ったり、飾ったりなどする。	いろいろな素材や用具に親しみ、工夫して遊ぶ。
	⑧	自分のイメージを動きや言葉などで表現したり、演じて遊んだりするなどの楽しさを味わう。	音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりする楽しさを味わう。
	⑨		かいたり、つくったりすることを楽しみ、それを遊びに使ったり、飾ったりする。
	⑩		自分のイメージを動きや言葉などで表現したり、演じて遊んだりする楽しさを味わう。

を教育する保育者に養成したい内容は、子どもの見本になり得る多数の表現方法を持つこと、豊かなイメージ(想像力)を持つこと、生活から美しさを見つめる感性を持つことの3点であると言える。

## (2) シラバスについて

本学科の「子どもと言葉」のシラバスの授業内容は、理論、児童文化財製作、絵本の読み聞かせ演習の3つの内容に大別できる。全15回の内、言葉の発達段階や領域「言葉」歴史的背景等の理論7回、児童文化財製作及び発表5回、絵本の読み聞かせ演習及び課題研究3回で構成している。このうち保育者に養成したい表現の豊かさ、イメージの豊かさに繋がる部分は、児童文化財の製作と絵本の読み聞かせである。平成28(2016)年の児童文化財製作及び発表会は、ペープサートを行っている。音楽表現との連携を鑑み、文字の読めない子どもに歌詞カードがなくても歌詞が伝わるように歌を表現することを課題としている。同年の音楽に関する授業では、「子どもと表現Ⅲ」と「音楽Ⅰ」の授業内容が連動しているため、2科目を領域「表現」(音楽表現)の内容として、シラバスを見る。「音楽Ⅰ」では、理論(楽典)と歌唱に内容を大別できる。全16回で、各回が理論と歌唱で構成されている。動きを付けたあそび歌、季節の歌、行事の歌とともに、保育現場で歌われる生活の歌を学修する。それに連動し、「子どもと表現Ⅲ」では、全16回で、弾き歌いのために簡単な伴奏を付けられるように、コード付けの基礎学習を行い、リズム遊び、わらべうたの伴奏、リトミック、子どもの歌の歴史を修得する内容になっ

ている。

平成29年の本学科のシラバス「子どもと言葉」は、児童文化財製作に指導計画作成を追加し、子どもに指導する際の配慮事項をより意識できるようにした。このことで、自分自身が表現力を豊かにすることが子どもの指導の一環になることを意識できるようになることを目標とした。児童文化財製作は、パネルシアターを行っている。課題は歌に限定せず、子どもに言葉の面白さ、お話の面白さが伝わるようにすることを前提にし、指導案作成を追加課題とした。すると、クラスの約半数が歌を伝えるパネルシアターを製作した。音楽表現は「子どもと表現Ⅰ」と教科変更をし、技術修得、指導法作成、模擬保育を行う授業内容となっている。コード付けなどの伴奏法、合奏、幼児の表現活動と音楽表現を結び付けた活動案の作成合唱、身体表現を取り入れた活動に分けられる。歌唱は、わらべうた、季節の歌等を5回行っている。歌唱についても指導法及び指導案の作成を授業内容に含んでいる。

## Ⅳ. 考 察

### (1) 要領等の内容

「言葉」は、その機能上、自我の形成や社会生活での内容など、関わる部分が多岐にわたることが、要領等の文言でもわかる。平成29年版の要領等では、「幼稚園教育において育みたい資質・能力」として3項目、さらに「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として10の姿が明記されたことが大きな改訂点である。これらは領域の前段階として設定されている。「幼稚園教育において育みたい資質・能力」

は、「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」の3つである。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」の10点である<sup>6,7,8)</sup>。これらは、平成20年版には見られない新規の記述である<sup>9,10,11)</sup>。

これらの中で、領域「言葉」及び「表現」に関連すると考えられる内容は、「幼稚園教育において育みたい資質・能力」3項目は全ての領域に当てはまるため、領域「言葉」及び「表現」にも当てはまる。2つの領域に特に関係するキーワードとして「豊かな」「感じる」「気付く」「考える」「分かる」「表現する」が挙げられる。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、10点のうち最も直接的に領域「言葉」を表しているのは「言葉による伝え合い」であり、最も直接的に領域「表現」を表しているのは「豊かな感性と表現」である。それ以外に領域「言葉」及び「表現」に関する記述が見られるものとして「協同性」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり」「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」の5点が挙げられる。

このように、「幼稚園教育において育みたい資質・能力」の3つ全てに関わる内容がみられ、10の姿のうち7点に関わる内容が見られる。言葉については「言葉で伝える」か「言葉で表現する」かの差異と言葉にして発する内容で、子どもに育みたい言葉の特質を使い分けしていると言える。「言葉で伝える」場合は、人間関係を意識し、社会生活の一員として言葉を使うことにより焦点を当てており、聞くことと話すことが対になっていき、「言葉で表現する」場合は、子どもの内面にできた思いや考えを外に出すことに焦点を当てており、言葉を豊かにすることと対になっていると推察できる。

平成29年版の領域「言葉」に新規記述されたのは「言葉に対する感覚を豊かにすること」であり、「言葉の響きやリズムの楽しさを味わうことで言葉が豊かになること」を大切にすることである。言葉を使い、言葉で伝えるようになるためには、自分に信頼を持ち、自分の使う言葉を信頼できるための受容の環境が必要であることは、平成20年版から変わらないことである。例えば保育現場で「ふわふわ言葉」や「ちくちく言葉」などと表現される言葉の質や、「やばい」で表現される感情が多いなど、子どもの周囲で感情等を表現する語彙が減少している傾向があることなどから、領域「言葉」に新規に記述された内容は、「言葉で（自分を）表現すること」から始まり、「言葉で伝える」までの発達の流れの初期を丁寧に見ることを示唆され、ただ話すのではなく、使用する言葉の種類を意識する視点が追加されたと筆者は考える。要領等の記述において領域「言葉」及び「表現」のキーワードとして「豊かな」「感じる」「気付く」「考える」「分かる」「表現する」を挙げたが、これらから言葉を表現手段に選ぶ前に必要な感覚に注目するが重要であることが分かる。

## (2) シラバスについて

平成31年度から実施される幼稚園教諭養成課程と保育士養成課程のシラバスについて、平成30年5月18日にモデルカリキュラムが示されている<sup>12)</sup>。

「子どもと言葉」及び「子どもと表現」は、「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む.）と保育内容演習」に該当する。その内容は、それぞれの領域の視点から「保育における子どもの生活や遊びを総合的に捉え、保育を展開していくための方法や技術、子どもの実態や状況に即した援助や関わりについて、具体的に学ぶ。」ことであると記されている。要領等の「幼児期に育てたい資質」や「ねらい」及び「内容」から逆に見ていくと、保育者になる学生に育てたいものが、出て来るはずである。つまり、領域「言葉」の授業においては、「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」が子どもに身につくように遊びや生活を指導できる「言葉」を学生が身につけられるようにすることが内容の中に含まれる。授業内容は、子ども理解と言葉を使う技術（感覚）と知識の修得になる。その中で、子どもの発達は生活と遊びの中に展開されていることを鑑みると、言葉遊びと共に、歌遊びを取り入れることは、試案として適切であると考えられる。

例えば、音楽表現の内容をみると、保育者としての学生には、表現と技術を切り離して考えることが難しい。まず、コードを弾くことができるように、理解できるように知識と技術を修得する。例えば楽しい、悲しい、怖い、急いでいる、のんびりしているなどの気持ちや雰囲気などを伝えるため、同じ曲を転調したりリズムを変えたり、和音を変えたりする。子どもに音楽を自由に表現して聴かせるため、または子どもの気持ちの表現を捉えて音楽の形にするためには、歌（節）に自在に和音が付けられると、表現の自由度が増す。これは、子ども自身がコードを弾けるようになるための練習ではない。子どもの発想や感覚を自由に表現して音の形で返すことができるようになるための、保育者の技術である。

音楽表現と同様に見ると、領域「言葉」の内容、特に模擬保育の内容は、子どもが話せるようになるために保育者が修得する語彙や遊びであるといえる。読み聞かせ、ペープサート、パネルシアター等、児童文化財の実践は、単なる言葉遊びではない。児童文化財に触れること自体も多様な表現を修得する機会となる。グループワークの中で自分の意見を言いながら一つの活動を行うことには、人の話を聞く、自分の意見を言う、お互いを尊重して一つの物に仕上げるという要素が含まれている。言葉は、模倣することから獲得するものでもあり、保育者の言葉の豊かさが、直接子どもに影響を与える。言葉は一般的な発達過程として聞くことから話すことへ繋がる。また、歌唱の一般的な獲得順序は、聴くことから歌うことへと繋がるという点で、言葉と音楽表現の共通項がある。特に「生活の歌」は、領域「言葉」と音楽表現の橋渡しを日常的に行うことができるものの一つであると考えられる。例えば、片付けを、「片付け

ましよう」と伝えるより、「お片付け、お片付け」など歌を歌いながらやる方が、子どもは楽しく活動ができ、「片付け」という生活のための技術と言葉を獲得できると推測できる。

言葉は一般的に「聞く」「話す」の順序で発達していくが、領域「言葉」の授業内容を「表現する言葉」の視点から考えると、ただ「聞く」よりも、多く深く聞くこと、つまり、藤川の言う、「聞き浸る」ことでより言葉が豊かに発達するなら、子どもが聞き浸ることができるような遊びを子どもの環境にちりばめられる保育者の育成ができることを一つの目標として考えることができる。具体的には、子どもが集中するような読み聞かせの技術と、歌の知識と技能を修得することである。ただし「言葉」は「音楽表現」の知識・技能を修得する科目ではないため、わらべうた、生活の歌、季節の歌、擬音に節がついたものなど言葉を歌で表現できる部分に関して音楽表現の科目と連携して行う授業を組むことが可能となれば、子どもの遊びを総合的に捉えた活動を学生が体験することができるかと推察する。

## V. ま と め

領域「言葉」と領域「表現」は、手段が言語か非言語かの違いはあるが、何かを表現する領域であることが共通している。平成29年版より、要領等では子どもに育て欲しい資質・能力として気付く力、感じる力、想像する力に焦点が当てられている。領域「言葉」の授業としてこれから出来ることは、目に見えないこれらを子どもが言葉に出来るように学生の言葉の感覚を育て、子どもに伝える手段として子どもに馴染みのある歌唱表現と共にある言葉に対する意識付けを行うことであると筆者は考える。

## VI. 文 献

- 1) 全国保育士養成協議会保育士養成研究所：「保育士養成課程等の見直しについて（検討の整理）」（概要）（2017年12月4日保育士養成課程等検討会）：平成30年度 保育士養成研究所 第1回研修会 当日配布資料  
[http://www.hoyokyo.or.jp/http://www.hoyokyo.or.jp/nursing\\_hyk/reference/30-1tojistu.pdf](http://www.hoyokyo.or.jp/http://www.hoyokyo.or.jp/nursing_hyk/reference/30-1tojistu.pdf), 2017. (確認 2018/7/18)
- 2) 藤川和也：小学校入門期における「聞くこと」の学習指導の研究 平成29年版学習指導要領の改訂を踏まえて、鹿児島女子短期大学紀要, 54, 75-79, 2018.
- 3) 伊崎一夫：乳幼児期の言語発達と思考力の育成(1)― 幼児教育の連続と発展一, 奈良学園大学紀要, 8, 1-12, 2018.
- 4) 芦田 宏：保育内容言葉, 小田 豊, 芦田宏編, 初版第11刷発行, 北大路書房, 京都, pp4-8, 2009.
- 5) 文部科学省：「幼稚園教育要領・小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント」  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/\\_icsFiles/afieldfile/2017/06/16/1384662\\_2.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/_icsFiles/afieldfile/2017/06/16/1384662_2.pdf), 2017. (確認2018/7/18)
- 6) 文部科学省：幼稚園教育要領解説, 平成30年3月, 初版第一刷, フレーベル館, 東京, 2018.
- 7) 厚生労働省：保育所保育指針解説 平成30年3月, フレーベル館, 東京, 2018.
- 8) 内閣府・文部科学省・厚生労働省：幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説 平成30年3月, フレーベル館, 東京, 2018.
- 9) 文部科学省：幼稚園教育要領解説 MEXT-1-0818, 平成20年10月1日, 初版第1刷, フレーベル館, 東京, pp138-174, 2008.
- 10) 厚生労働省：保育所保育指針解説書, 2009年3月4日初版第7刷発行, フレーベル館, 東京, 2009.
- 11) 内閣府・文部科学省・厚生労働省：幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説 MEXT 1-1405平成27年2月, 初版第3刷, フレーベル館, 東京, 2015.
- 12) 「幼稚園教諭養成課程と保育士養成課程を併設する際の担当者及びシラバス作成について」：日本保育者養成教育学会と保育教諭養成課程研究会  
[http://www.hoyokyo.or.jp/http://www.hoyokyo.or.jp/nursing\\_hyk/reference/index.html/material1.pdf](http://www.hoyokyo.or.jp/http://www.hoyokyo.or.jp/nursing_hyk/reference/index.html/material1.pdf), 2017. (確認2018/7/18)